

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
エンサイトシステム保守契約	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和2年4月1日	株式会社カワニシ 松江営業所 松江市乃白町 527-6 所長 西川 諒	15,400,000	日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」の規定による。機器納入業者であり同社でなければ保守できない。	
島津回診用X線撮影装置・一般撮影装置保守契約	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和2年4月1日	島津メディカルシステムズ株式会社 中四国支店島根営業所 出雲市斐川町直江 2698 所長 岡 孝昭	32,670,000	日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」の規定による。機器納入業者であり同社でなければ保守できない。	
						以上

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。